

内部通報及び学外者からの通報に関する規則

(平成30年島大規則第27号)

[平成30年3月20日制定]

(令和3年3月29日最終改正)

目次

- 第1章 総則 (第1条, 第2条)
- 第2章 管理体制 (第3条—第6条)
- 第3章 通報処理 (第7条—第13条)
- 第4章 通報者の保護 (第14条—第17条)
- 第5章 雜則 (第18—第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）、公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）及び国立大学法人島根大学業務方法書第26条の規定に基づき、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）における内部通報及び学外者からの通報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 内部通報 構成員が、本学又は構成員について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学に通報することをいう。
- 二 外部通報 学外者が、本学又は構成員について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学に通報することをいう。
- 三 通報対象事実 本学の業務に関わる法令、ガイドライン及び学内規則の基準に関する規程（平成16年島大規則第75号）第2条に定める学内規則その他これに準ずるもの（以下「規則等」という。）並びに本学の業務に対して社会的に要請される倫理及び行動規範を遵守していない又は遵守しないおそれのある行為又は事実をいう。
- 四 役職員 役員規則（平成16年島大規則第4号）第2条に規定する役員及び国立大学法人島根大学職員就業規則（平成16年島大規則第7号）第3条に規定する職員をいう。
- 五 学生 本学の学部学生及び大学院学生をいう。
- 六 構成員 本学の役職員及び学生をいう。
- 七 学外者 前号に掲げる以外の者をいう。
- 八 通報者 内部通報及び外部通報（以下「通報」という。）を行う者をいう。
- 九 被通報者 通報対象事実となる行為を行った、行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう。

第2章 管理体制

(総括責任者)

第3条 本学に、通報に関する業務を総括する総括責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

(通報・相談窓口)

第4条 総務部総務課に、構成員及び学外者からの通報を受け付け、通報に関する相談に応じる窓口として、
通報・相談窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

2 通報窓口に通報に係る事務を処理する担当者（以下「通報担当者」という。）を置き、総務部総務課の職員をもって充てる。

3 前2項の規定にかかわらず、通報対象事実に役員（監事を除き、総括責任者を含む。）が関与する又は関与するおそれのある場合等においては、常勤監事（以下「監事」という。）を通報窓口とする。この場合、監事は総括責任者の職務を代理し、通報担当者及び調査を実施する担当者（以下「調査担当者」という。）の指名、並びに監事の指名する者による調査委員会を設置することができるものとし、監事及び通報担当者は第10条第3項及び第11条第6項に定める学長への報告は必要に応じて行わないものとする。

4 本学は、第1項及び前項に定める通報窓口のほか、外部の機関に通報を受け付ける窓口を設置することができるものとし、外部の機関に設置する通報窓口について必要な事項は別に定める。

(通報体制の周知)

第5条 総括責任者は、通報窓口及び通報の手続きについてホームページ等により周知するものとする。

(教育)

第6条 総括責任者は、構成員に、法及び本規則を遵守させるために必要な教育を実施するものとする。

第3章 通報処理体制

(利益相反関係の排除)

第7条 本規則で定める通報担当者、調査担当者その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の調査及び是正措置等に関与してはならない。

(通報の手続き)

第8条 通報窓口への通報は、自らの氏名、連絡先、その他必要事項を記載した通報シート（別紙様式第1号。

以下同じ。）を封書により送付、又は電子メールを送信、若しくは電話することにより行うものとする。ただし、匿名による通報の場合はこの限りではない。

2 通報者は、第4条第2項に定める通報担当者が通報対象事実に関係があると思料するときは、通報シートを総括責任者に対し封書により送付して通報するものとする。この場合、総括責任者が指名する職員が通報担当者として当該通報に係る事務を処理する。

3 通報窓口の担当者以外の役職員が通報を受けたときは、速やかに通報内容に該当する窓口に連絡し、又は当該通報者に対し、通報内容に該当する窓口に通報するよう助言しなければならない。

4 通報対象事実の通報にあたっては、第4条に定める通報窓口の他に当該事案を対応する適切な窓口がある場合は、原則として当該事案の対応窓口に通報を行なうものとする。

(通報者の責務)

第9条 通報者は、通報に関する客観的で合理的な根拠に基づき、誠実に通報をするよう努めなければならない。

2 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で通報してはならない。

3 本学は、前項に定める不正な目的による通報を行った構成員に対し、本学の規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

4 通報者は、自身が通報者であること及び通報の内容に係る情報の重要性を認識し、通報者本人からの情報流出により通報者、被通報者が特定され、若しくは関係者の人権が不当に侵害されることのないよう留意するものとする。

(通報の受付)

第10条 通報担当者は、郵送その他通報窓口への到着を通報者が確認できない方法によって通報がなされた場合、当該通報を受け付けた旨を速やかに通報者（匿名又は通知を希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合を除く。第4項、第11条第7項及び第12条第2項において同じ。）に通知するものとする。

2 通報担当者は、前項の通報のうち、本規則によらず他の適切な窓口で対応すべき事案であると判断した場合は、通報者に確認の上、当該通報事案を対応する窓口へ引き継ぐものとする。

3 通報担当者は、第1項の通報（第2項により他の窓口へ引き継いだ通報を除く。）について、速やかかつ内密に通報者が提出した通報シートにより学長、総括責任者及び監事に報告するものとする。ただし、第8条第2項の通報については、総括責任者が、学長及び監事に報告するものとする。

4 通報担当者は第1項の通報（第2項により他の窓口へ引き継いだ通報を除く。）について、調査の必要性の有無を公正、公平かつ誠実に検討し、総括責任者との協議を経て、今後の対応について通報者に通知するものとする。

(調査と通知)

第11条 総括責任者は、前条第4項の協議の結果、調査を行う必要があると判断した場合、調査委員会を設置して行う調査又は総括責任者が指名する調査担当者による調査のうち、通報の内容に応じた調査方法を選択し、速やかに調査を実施するものとする。

2 前項の調査委員会を設置する場合、調査委員会の委員長及び委員（以下「調査委員」という。）は役職員及び学外の第三者のうちから総括責任者が指名するものとする。

3 第1項の調査担当者及び前項の調査委員は、学内において必要な調査を独立して行うことができるものとする。

4 第1項の調査にあたっては、通報者及び当該調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）が特定されないよう、調査の方法に十分配慮するものとする。ただし、実効的な調査を行うために調査協力者に対して通報者につながり得る情報を伝達することが不可欠であり、以下の条件を全て満たす場合はこの限りでない。

一 伝達する範囲を必要最小限に限定すること。

二 開示する目的及び範囲並びに氏名等を開示することによって生じ得る不利益について通報者に明確に説明した上で、通報者から開示の同意を取得すること。

三 伝達する相手にはあらかじめ秘密保持を誓約させること。

5 構成員は、通報された内容の事実関係の調査に際して、調査委員又は調査担当者から協力を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、第1項の調査に協力しなければならない。また、調査を妨害する行為をしてはならない。

6 調査委員又は調査担当者は、調査結果を速やかに取りまとめて総括責任者に内密に報告し、総括責任者は学長及び監事に報告するものとする。

7 通報担当者は、調査の進捗状況及び調査結果について、被通報者及び当該調査協力者の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ通報者に適宜通知するものとする。

(是正措置と通知)

- 第12条 学長は、前条第1項の調査の結果、通報の内容が通報対象事実であると認めたときは、是正措置及び再発防止策並びに必要に応じて懲戒処分等の措置（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。
- 2 通報担当者は、前項の規定により是正措置等を取ったときはその内容を通報者に対し速やかに通知する。
- 3 学長及び監事は、通報に係る事案の調査の結果、通報対象事実であると認めたときは、必要に応じて関係機関へ遅延なく報告を行い、並びに学長は通報者、被通報者及び調査協力者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、当該通報、調査結果及び是正措置等の内容のうち必要と認められる事項を、適時公表するものとする。
- 4 学長は、通報の内容が通報対象事実でないと認めたときは、関係者の名誉が害されたと認めるときは、当該関係者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

（点検）

- 第13条 監事及び監査室は、通報の処理の状況について、定期的に点検を行い、必要があると認めるときは、通報対応の仕組みを改善する等の措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、通報者及び被通報者が自らの不服を申し立てるために利用することはできない。

第4章 通報者の保護

（不利益取扱いの禁止等）

- 第14条 通報者及び調査協力者は、法及び本規則の要件を満たす通報や当該調査に協力したことによって、いかなる不利益取扱いも受けることはない。

- 2 法及び本規則の要件を満たす通報や当該調査に協力したことを理由として不利益取扱いを受けた通報者及び調査協力者は、その旨を総括責任者に申し出るものとする。
- 3 総括責任者は、前項の申出その他の事由によって、通報者及び調査協力者が不利益な取扱いを受けたことが判明した場合、適切な救済・回復の措置を講じるとともに、当該不利益な取扱いをした者に対しては、懲戒処分のための措置その他適切な措置を講じるものとする。また、通報に関する秘密を漏らした者及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者についても同様とする。

（懲戒処分等の減免）

- 第15条 当該通報対象事実に関与した者が、自主的な通報又は調査協力をする等、問題の早期発見及び解決に協力した場合、その状況に応じて、当該者に対する懲戒処分等を減免することができる。

（フォローアップ）

- 第16条 総括責任者は、通報処理終了後、通報、相談又は調査協力（以下「通報等」という。）を行った構成員に対して、通報等を行ったことを理由とした不利益な取扱い及び嫌がらせが行われていないか、並びに是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを適宜確認し、必要があると認めたときは適切な措置を講じるものとする。

（秘密保持及び個人情報保護）

- 第17条 本規則で定める通報担当者、調査担当者その他通報処理に従事する者、通報者、被通報者及び調査協力者は、通報に係る秘密の保持と知り得た個人情報の保護を徹底しなければならない。通報の処理に関わらなくなった後も同様とする。

- 2 総括責任者は、通報に係る記録及び資料を閲覧する権限を有する役職員を必要最小限の範囲に限るものとする。
- 3 通報の処理に関わった者は、通報に係る記録及び資料を定められた場所に保管し、施錠を行うものとする。

第5章 雜則

(事務)

第18条 この規則に関する事務は、総務部総務課において処理するものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、通報の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 国立大学法人島根大学内部通報規則（平成18年島大規則第150号）は、廃止する。

附 則（平成31年4月23日一部改正）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年1月12日一部改正）

この規則は、令和3年1月12日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

通報窓口 担当者	受付年月日 年　月　日	番号 第　号	担当者印
-------------	----------------	-----------	------

別紙様式第1号(第8条及び第10条関係)

通報日: 令和　年　月　日

通 報 シ ー ト

【通報者】

部局等		氏名	
-----	--	----	--

【通報内容】あなたが認めた(あるいは、そ�だと考える)通報対象事実について以下に記入してください。

1 被通報者

部局等		氏名	
-----	--	----	--

* 通報対象事実を行っているとあなたが認めた(考える)構成員の所属及び氏名を記入してください。複数名いるときは、全員について記入してください。

2 通報対象事実の内容(できる限り具体的に記載し、書ききれないときは、裏面又は別紙に記入してください。)

通報対象事実は <input type="checkbox"/> 生じている <input type="checkbox"/> 生じようとしている <input type="checkbox"/> その他 []
いつ: []
どこで: []
何が: []
何のために: []
どのように: []
生じている又は生じようとしている
通報対象事実を知った経緯
日時: 令和　年　月　日　時　分頃
<input type="checkbox"/> 目撃した <input type="checkbox"/> 伝え聞いた <input type="checkbox"/> その他 []
通報対象事実に対する判断・見解等
特記
事項
資料(証拠書類等)の有無(有とした場合は、当該資料を添付してください。)
<input type="checkbox"/> 有 → [<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 録音 <input type="checkbox"/> 電子ファイル <input type="checkbox"/> その他 ()] <input type="checkbox"/> 無

3 他に通報対象事実の内容を知っていると思われる者

--

4 対応委員会又は総括責任者との連絡方法(希望する連絡方法を指定してください。複数選択可。)

<input type="checkbox"/> メール(アドレス: _____)	<input type="checkbox"/> 封書(あて先: _____)
<input type="checkbox"/> 面談(希望する場所: _____)	<input type="checkbox"/> 電話(電話番号: _____)

- * 通報する場合は、通報事案の事実に関する客観的で合理的な根拠に基づき、誠実に通報し、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情によって通報してはなりません。
- * 分かる範囲内で記入してください。全ての欄を埋める必要はありません(氏名、連絡先を除く)。また、できるだけ具体的に記入してください。
- * 匿名で通報された場合は、調査結果等の通知ができます、また事実関係の調査を十分に行えない可能性があります。